

里親不調によって児童養護施設に措置変更した子どもの支援ニーズ

—児童養護施設を対象としたアンケートからの考察—

○ 大阪府立大学 氏名 伊藤嘉余子 (3930)

野口 啓示 (福山市立大学・2736)、石田賀奈子 (立命館大学・6061)、千賀則史 (同朋大学・9143)  
姜民護 (同志社大学・8570)、高橋順一 (地域ケア経営マネジメント研究所・8413)、福田公教 (関西大学・4184)

キーワード：里親不調・措置変更・児童養護施設

1. 研究目的

日本の社会的養護は、長年、施設養護が中心で展開されてきた。しかし、2017年施行の改正児童福祉法では、社会的養護における措置先を検討する際に「より家庭に近い養育環境を提供できる選択肢」を優先的に検討する方向性が示された。また2017年8月に発表された「新しい社会的養育ビジョン」では、現在約17%である里親委託率を50%にまで向上させることを目標の1つとして掲げた。こうした流れの中、年々、里親委託率は向上しているが、同時に、里親不調による委託解除も増加傾向にある。

全国児童相談所長会(2011)「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」によると、2005(平成17)から2009(平成21)年度の5年間における里親委託解除件数は647件であった。そのうち不調による委託解除は156件で、委託解除ケース全体の約24%であった。つまり、委託解除ケースの4ケースのうち1ケースが不調による措置解除事例ということになる。さらに委託解除となった子どもの背景として、無差別愛着などの子どもの行動や特性が多いことが示された。また、報告者らの研究チームは、2015年に措置変更に関する全国調査を実施した。その結果、里親不調を含めて、措置変更を経験する子どもに占める障害のある子どもや被虐待経験のある子どもの割合の高さが明らかとなった。そこで、本研究では、里親不調による委託解除を経験した子どもの実態や支援ニーズを明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

全国605カ所の児童養護施設に「2019年度に『里親からの措置変更』で新規入所した子ども」について回答してもらう調査票を郵送した。調査票は、施設の概要を回答してもらう「施設票」と、対象となる子ども一人ひとりについて記入する書式の「児童票」の2種類である。今回の報告では「児童票」の内容のみを報告する。

「児童票」の調査項目は、「1. 子どもの入所時の状況」「2. 委託解除となった里親の状況」「3. 対象児童の現在の状況」「4. 対象児童のチェックシート(ACEs・SDQ・well-being尺度)」の大きく4部で構成した。本報告では、このうちの前半3部までの調査結果の報告を行う。調査票への回答者・職種は各施設の判断に委ねた。調査時期は、2020年11月から2021年1月末である。

3. 倫理的配慮

本調査は、大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科の倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号2020(1)-26)。具体的には、調査票に同封した調査依頼文及び同意書に

において、調査への回答は任意であること、結果の公表に際して個人・地域等が特定されないように配慮すること、調査後のデータの管理等について説明し、調査への回答をもってこれに同意したものとした。

#### 4. 研究結果

**1)回収率** 調査票を郵送した 605 施設のうち 262 施設から回答があった（回収率 43.3%）。そのうち「2019年度に里親から措置変更で入所した児童がいた」と回答したのは 58 施設であり、合計 107 人の児童票の回答があった。**2)対象児童の属性** 性別は、男児 44 名（41.1%）女児 63 名（58.9%）であった。最新の心理判定による IQ 数値は、平均よりも下の水準である 90 未満が半数を占めた。定期的に通院が必要な子どもは 38.1%で、心身の状態としては「ADHD」が 21.5%、「広汎性発達障害」が 17.8%であった。実親からの虐待体験がある児童は 69.2%で、最も多いのは「ネグレクト」46.7%であった。**3)社会的養護を必要とした経緯** 対象児童が最初に社会的養護を必要とした年齢は「0~3 歳」が 52.9%で最も多かった。その理由としては「父母の虐待・酷使」「父母の放任・怠惰」あわせて 34.6%、「養育拒否」14.4%であり、虐待・育児放棄で約半数を占めた。**4)里親委託から解除までの経緯**（施設ではなく）里親に委託された理由は「家庭復帰の見通しがなく長期養育が必要」が 26.4%。「特定の大人との愛着が必要」25.5%であった。里親委託前に乳児院を経験した子どもは 34 名（31.8%）であった。委託から施設への措置変更までの期間は「1 年未満」が 41.1%と最も多く、その理由（複数回答）は多い順に「子どもの問題行動」46.7%、「子どもの不適応」43.0%であった。里親から施設に措置変更された年齢は「13~15 歳」が 22.4%と最も多く、平均 10.0 歳、標準偏差 4.75（分散 22.60）であった。2 か所以上の里親委託を経験した子どもは 13.5%であった。措置変更直前の里親からの被虐待経験のある児童は 35.5%で、心理的虐待が 2 割弱を占めた。

#### 5. 考察

研究結果から、以下の必要性が示唆された。

- 1) 「直前の里親宅での生活期間 1 年未満」の多さの背景とケースワーク（アセスメント）の問題の検証（委託理由、マッチング、里親アセスメント、委託時・委託後支援等）
- 2) 措置変更の理由に占める「子どもの問題行動」「不適応」の比率の高さと、委託解除理由の多くが「里親による養育困難」である現状を踏まえ、効果的な対策の検討
- 3) 対象児童に占める「ADHD」「広汎性発達障害」の比率の高さから、里親研修における発達障害に関する内容の充実の検討
- 4) 里親からの心理的虐待経験児童の多さから、里親研修等における「被措置児童等虐待」に関する内容の充実の検討

**謝 辞:**本研究は、科研費：基盤研究 B（課題番号 18H00948）「里親不調による委託解除を予防する里親子支援モデル構築」（代表研究者：伊藤嘉余子）の成果の一部を報告するものである。調査にご協力頂いた関係諸氏に深謝いたします。